

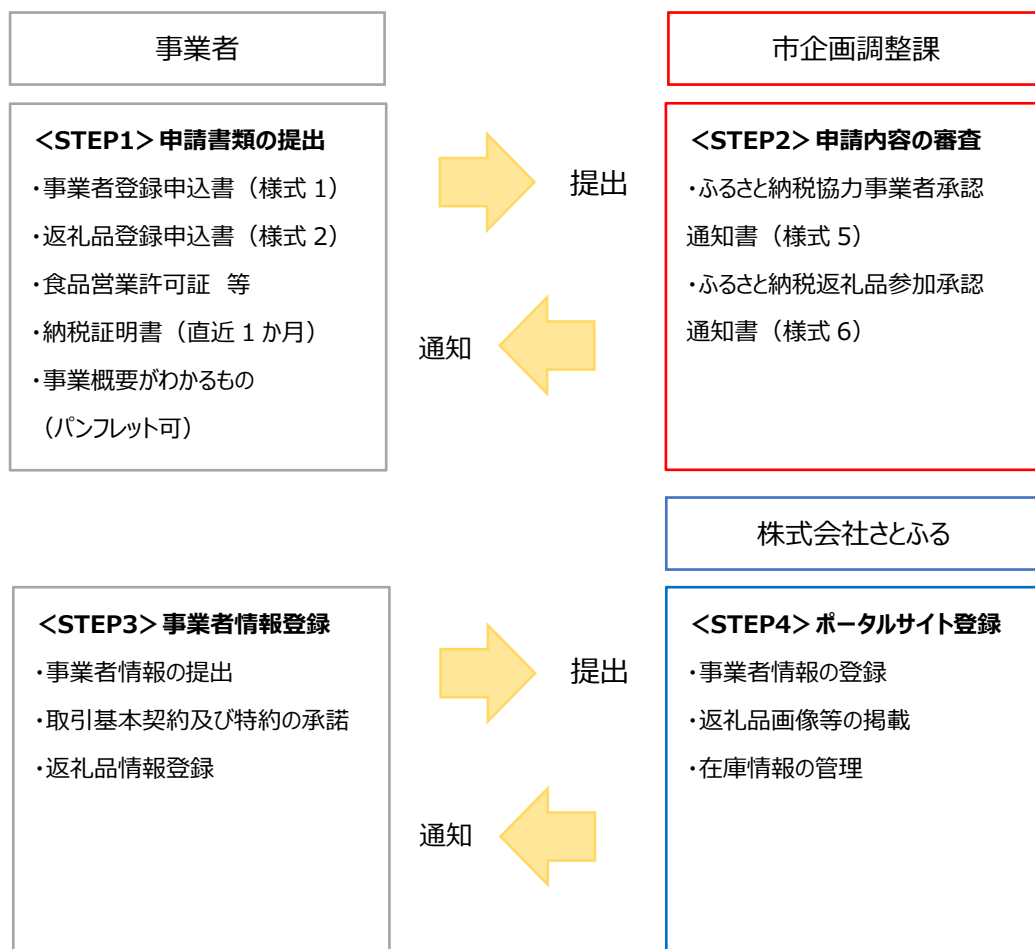
ひたちなか市ふるさと納税返礼品協力事業者募集に関する Q&A

※Q&A に記載されている内容については、ふるさと納税制度に関連する法律、制度改正及び、国・県等からの指針に変更が生じた場合は、下記の内容に修正が生じる場合があります。

◆ふるさと納税事業全般について

Q1 返礼品提供に参加したいがどのような手続きが必要か。

A1 以下の図をご参照ください。



Q2 返礼品発送までの流れはどのようなものか。

A2 本市の返礼品協力事業者に承認されましたら、株式会社さとふるの担当者より返礼品発送までの流れについてご説明をさせていただきます。

◆協力事業者について

Q3 募集要項の条件を満たす事業者が連携して返礼品を提供する場合、誰が申請者となるのか。

A3 当該返礼品の責任者となる事業者から手続きを行っていただければ、登録可能となります。

Q4 「市税を滞納していないこと」とは、どのようなものか。

A4 個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税など、本市に納付すべき市税の滞納がないことを指します。

Q5 納税証明書は、いつ時点のものを提出すればいいのか。

A5 証明書は発行日から1か月以内のものを提出してください。

Q6 本社がひたちなか市以外にあり、ひたちなか市内の工場で生産する商品を申請する法人、または個人事業者において、申請者欄の記載はどのようにするのか。

A6 法人の場合は、本社の代表者を申請者としてください。したがって、所在地、事業者名、代表者名、法人印等は本社のもを記載及び使用し、備考欄に工場の所在地を記載してください。また、個人事業主の場合は、店舗等の所在地、事業者名、個人印を使用し、工場の所在地を備考欄に記載してください。

Q7 「体験型サービスを提供する事業者にあたってはこの限りではありません」とあるが、どういうことを指すのか。

A7 体験型サービスについては、市内で提供されるサービス（アクティビティ含む）であれば、市内の事業者でなくても構いません。ただし、サービスの提供に係る業務の全てを第三者に委託することは認めません。（第三者となる事業者は、返礼品協力事業者として承認していないため）

◆返礼品について

Q8 「ひたちなか市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素をもつ」とはどういうことか。

A8 ひたちなか市の名物や名産として広く知られているものに加え、ひたちなか市がもつ地域資源のPRや魅力の発信ができる返礼品を求めています。また、返礼品をきっかけに本市への来訪を促進し、寄付者との末永く深い関係を築くきっかけとなる返礼品をお待ちしております。

Q9 「安定供給」とは、どのような意味か。

A9 返礼品の有効期間内における寄付のお申し込みに対して、在庫不足等で返礼品の送付が不可能な状態になることなく、商品を安定して供給することができることを意味します。

Q10 農産物は対象となるのか。また、対象とする場合、賞味期限の考え方はどのようなものか。

A10 安定供給できるものであれば対象とします。賞味期限については、寄付者に到着後 7 日間以上が保証されているものとします。

Q11 提供期間や季節が限定される返礼品の提供は可能か。

A11 春夏向けの商品や秋冬向けの商品など、商品の特性上、季節によって商品を変更することで魅力が高まるなどの理由がある場合は、返礼品の提供を認めます。また、手作りなどの理由で期間中、大量に供給ができない場合は、数量限定の取扱も可能です。

Q12 返礼品価格の考え方はどのようなものか。

A12 返礼品の価格は、荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格を含むものとします。

なお、送料は別途ひたちなか市が負担しますが、クレーム等により商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品協力事業者の負担とします。

寄付金額は、返礼品の価格等（荷造・箱・梱包代・消費税を含む）及び総務省の基準に応じて本市が決定します。

Q13 返礼品の提供を取り止めざるを得ない事象が生じた場合どのような対応をすればよいか。

A13 まずは、市企画調整課（029-273-0111）及びさとふるコールセンター（03-6680-2766）までご連絡ください。その後、ひたちなか市ふるさと納税返礼品等（協力事業者登録・提供）取りやめ報告書（様式第 4 号）を提出していただきます。

Q14 利用券を提供する場合、返礼品をメールで提供する事は可能か。

A14 提携する配送業者を利用することが原則ですので、メールでの提供は不可となります。

Q15 食品の場合、原料の産地は、輸入物でも提供可能か。

A15 原料の産地が輸入品の場合は、製造・加工等の工程のうち、主要な部分（品の付加価値または重量の50%以上の加工）をひたちなか市内で行っていなければなりません。なお、製造・加工等は、実質的な変更を加える加工又は製造であることが必要です。

Q16 市内の小売店等で販売しているものは返礼品にできないのか。

A16 販売のみで、市外で製造されているものであれば、返礼品にすることはできません。

◆その他

Q17 返礼品を提供することで、事業者にメリットはあるのか。

A17 寄付者様からの注文が入れば、売上に直結します。返礼品の情報はさとふるのポータルサイトに掲載され、インターネット上で幅広く品物の宣伝が可能となります。その他、返礼品に添

えて自社のパンフレット等を送ることで、その後の販路拡大にもつなげることができます。

Q18 寄付者からのクレームには、どのような対応となるのか。

A18 原則、ポータルサイトのコールセンターが一括で対応しますが、商品や体験型サービスの提供には責任をもって誠実に対応していただく必要があることから、返礼品協力事業者の対応を求めめる場合があります。

Q19 新規の返礼品協力事業者及び返礼品の追加は、いつでも応募することができるのか。

A19 いつでも可能です。「ひたちなか市ふるさと納税に伴う返礼品協力事業者募集要項」に基づき申請してください。

Q20 事業者・商品の登録にどのくらいの時間がかかるのか。

A20 ポータルサイトへの登録が必要になるため、およそ3～4週間要します。

※その他、ご不明な点がございましたら、市企画調整課（029-273-0111）までお問い合わせください。